

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年4月24日（金） 8：04～8：16

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
林 芳正 国務大臣（農林水産大臣）
宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
中谷 元 国務大臣（防衛大臣）
菅 義偉 国務大臣（内閣官房長官）
竹下 亘 国務大臣（復興大臣）
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利 明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破 茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横 畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 国会提出案件 16件
- 公布（法律） 1件
- 政令 7件
- 人事 5件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、加藤副長官から御説明申し上げます。

○加藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、国賓待遇について、御決定をお願いいたします。フィリピン国大統領が、6月2日から5日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間、国賓として接遇するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊が導入する水陸両用車の性能試験の実施のため、静岡県「沼津海浜訓練場」の施設の一部を共同使用するもの等計3件であります。

次に、「パナマ国」、「アルジェリア国」、「タイ国」及び「エジプト国」駐日特命全権大使の接受に裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、4月28日及び5月7日、信任状捧呈の予定であります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「中小企業白書」及び「小規模企業白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、それぞれ、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書14件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」が、22日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令」は、同法人の主たる事務所を東京都に置く期限を本年5月31日まで延長するものであります。

次に、「厚生年金制度等の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」、「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令」及び「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」の一部を改正する政令は、平成27年度における厚生年金、国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金に係る従前額改定率の特例を定めるものであります。

次に、「特定農林水産物等の名称の保護法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年6月1日とするものであり、「同法施行令」は、同法の対象となる食用に供されない農林水産物及び農林水産物を原材料とする製品等として、観賞用の植物、量表等を定めるものであります。

次に、「会社法の一部改正法等の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等政令」は、同改正法等の施行に伴い、商品先物取引法施行令等の規定の整備を行うもので

あります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、侍従長川島裕を願いに依り免じ、その後任に、式部官長河相周夫を、その後任に、前オーストラリア国駐箚大使秋元義孝をそれぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省人事といたしまして、特命全権大使菅沼健一にスリランカ国駐箚を命ずることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、佐野進策外660名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。なお、元最高裁判所長官町田顯を従二位に叙するものがあります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、経済産業大臣。

○宮沢国務大臣：この度、「平成26年度中小企業の動向」及び「平成27年度中小企業施策」、いわゆる中小企業白書、並びに、「平成26年度小規模企業の動向」及び「平成27年度小規模企業施策」、いわゆる小規模企業白書を取りまとめました。

中小企業白書では、中小企業・小規模事業者の収益力及び地域の経済力の検証を行い、その結果を踏まえて、イノベーション・販路開拓や人材の確保・育成、地域活性化の取組などについて分析いたしました。

小規模企業白書は、昨年にも成立した小規模企業振興基本法に基づくもので、今回が初めての取りまとめとなります。小規模事業者の業種構成を分析したほか、地域活動への取組状況や、従業員の多くが家族や地元出身者で構成されているなどの実態を明らかにしました。

今後とも、中小企業・小規模事業者への支援に全力で取り組んでまいりますので、関係省庁におかれても、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、「自転車交通安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、関係府省の4大臣に対して行います。

本勧告においては、被害者にも加害者にもなり得る自転車の関連事故を抑止するため、自転車ネットワーク計画の策定推進、自転車交通ルールへの遵守に向けた指導・教育の充実、自転車関連事故情報の提供の充実と活用などを求めています。

各大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、山口大臣。

○山口国務大臣：毎年5月は「消費者月間」です。昭和63年以来、今年で第28回目となります。消費者支援に功労のあった方への内閣総理大臣表彰の実施やシンポジウムの開催など、消費者団体、事業者団体、行政等が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行うこととしています。

今年度の統一テーマは、「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会!!」です。消費者が主役の社会を築くためには、全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが必要です。3月に閣議決定した「消費者基本計画」においても、こうした基本的な考え方にに基づき様々な取組を実施することとしております。

消費者行政が成果を上げていくためには、国、地方の様々な場で関係者の幅広い御協力、連携の強化が不可欠でありますので、関係閣僚の御理解、御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、環境大臣。

○望月国務大臣：例年、地球温暖化防止や節電のための具体的な行動の一つとして、「クールビズ」という名称で、夏期の冷房温度の適正化とその温度に適した軽装を広く呼びかけております。

平成23年からは東日本大震災を受けて「クールビズ」の期間を前後1ヶ月間拡大し、5月1日から10月末までとしています。

これまでの継続的な呼びかけにより、社会的にも定着してまいりましたので、今年の「クールビズ」の期間も同様と致します。なお、5月及び10月には暑い日と涼しい日がありますので、各自の判断で、「クールビズ」の実施をお願いします。

各府省におかれましても、率先して実行していただき、取組の輪を広げていただきますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、山口大臣。

○山口国務大臣：「クールビズ」に関連し、沖縄担当大臣として私からも一言申し上げます。

「クールビズ」の期間中、服装の選択肢の一つに、沖縄の「かりゆしウェア」を加えていただければと思います。

「かりゆしウェア」の着用は、「クールビズ」の観点のみならず、沖縄の産業振興の面においても重要であり、閣僚の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成27年
4月24日〕

(金)

◎一般案件

- 資料あり ○ フィリピン共和国大統領ベニグノ・アキノ3世閣下の国賓待遇について（決定）（外務省）
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加提供について（決定）（防衛省）
- 資料なし ☆ パナマ国特命全権大使リッテル・ノベル・ディアス・ゴメス外3名の接受について（決定）（外務省）
- 〃 ☆ 恩赦について（決定）（内閣官房）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ {
 - 1. 「平成26年度中小企業の動向」及び「平成27年度中小企業施策」
 - 1. 「平成26年度小規模企業の動向」及び「平成27年度小規模企業施策」
 について（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ {
 - 1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出「国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
 - 1. 参議院議員大久保勉（民主）提出インターネット検索サービスに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
 - 1. 参議院議員大久保勉（民主）提出国の電子データのクラウド上における管理に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員小見山幸治（民主）提出補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員山田太郎（元気）提出改正児童ポルノ禁止法施行に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 参議院議員浜田和幸（次代）提出同性カップルに係る法整備に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木貴子（民主）提出「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員櫻井充（民主）提出社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

1. 衆議院議員本村賢太郎（民主）提出高浜原発の運転差止の仮処分決定に関する質問に対する答弁書について（決定）

（原子力規制委員会）

1. 参議院議員糸数慶子（無）提出沖縄における米軍用機からの部品落下に関する質問に対する答弁書について（決定）

（防衛省）

◎ 公布（法律）

資料
なし

- ☆ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（決定）

◎ 政 令

資料
あり

- 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○ 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（決定）（同上）
- 〃 ○ 会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令（決定）（経済産業省）

◎人 事

- 資料あり ○式部官長河相周夫を侍従長に任命し，侍従長川島 裕を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○秋元義孝を式部官長に任命することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆川谷道郎外 1 名を判事等に任命することについて（決定）
- 資料あり ☆広島大学名誉教授佐野進策外 6 6 0 名の叙位，叙勲等又は紺綬褒章等授与について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]